

議題1. 給食費について

1. これまでの給食費改定

年 月	小学校	中学校	改定の理由
昭和54年9月	2,800円	3,200円	開設当初
昭和56年4月	3,000円	3,500円	
昭和59年4月	3,200円	3,750円	
平成2年9月	3,400円	4,000円	平成元年4月 消費税3%
平成4年4月	3,420円	4,030円	
平成6年4月	3,750円	4,500円	
平成10年4月	3,825円	4,590円	米の値引き削減(60%⇒30%) 平成9年4月 消費税5%
平成11年4月	3,930円	4,735円	米の値引き削減(30%⇒10%)
平成12年4月	3,945円	4,760円	米の値引き削減(10%⇒0%)
平成21年4月	4,300円	5,100円	食材費の高騰
平成26年4月	4,500円	5,300円	食材費の高騰 消費税8%

2. 平成26年度給食費改定以降のご飯、パン、牛乳の価格

区 分	賄い費全体に占める割合	H26の単価	H28の単価	値上がり額	値上がり率
ご 飯	約11%	63.87円	60.37円	-3.50円	-5.80%
パ ン	約3%	44.03円	44.51円	0.48円	1.08%
牛 乳	約17%	47.43円	49.21円	1.78円	3.60%
合 計	約31%	155.33円	154.09円	-1.24円	

H28 賄材料費	賄材料費の内、 上記3品目	値上がりによる影響額	値上がり率
329,789,000円	102,900,100円	21,106円	0.01%

3. 今後の方針

ご飯、パン、牛乳の値上がりは、平成26年度に比べて約2万1千円（賄材料費全体の0.01%）の増となっておりますが、微増であることから現在のところ影響はほとんどありません。

消費税増税についても、平成29年4月に実施予定であったものが平成31年10月に延期されることが決まったため、給食費の値上げについては、次の税率改定や物価変動などの状況をみて改定を検討することとします。

4. 給食費の徴収状況

1) 現年度分徴収状況

単位：円

年 度	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	未納人数	徴収率
平成 27 年度	303,958,891	301,570,840	0	2,388,051	119	99.21%
平成 26 年度	292,682,991	290,001,285	81,000	2,600,706	109	99.08%
平成 25 年度	272,555,787	269,343,664	0	3,212,123	261	98.82%

2) 過年度分徴収状況

単位：円

年 度	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	徴収率
平成 27 年度	12,632,890	2,499,120	74,600	10,059,170	19.78%
平成 26 年度	11,919,289	1,739,145	111,800	10,068,344	14.59%
平成 25 年度	10,655,458	1,946,242	0	8,709,216	18.55%

5. 現在行っている給食費の徴収対策

①口座振替の推進

毎年10月頃に開催される小学校入学前健康診断時に職員が出向き、小学校新1年生の保護者に給食についての説明と口座振替依頼書の配布をしています。

口座振替は、小学校、中学校全ての保護者に依頼しています。

②電話催告や訪問徴収の実施

口座振替ができなかった家庭には、毎月各学校を通じて未納のお知らせを配布しています。その後、電話催告や訪問徴収、催告書等を郵送し納付を促しています。

催告書等が転居先不明などにより返送された場合は、転出先の住所地へ住民票の照会を行い再度郵送しています。

③児童手当からの納付の依頼

電話催告や訪問徴収において、納付を促してもなお納付が難しいとの申し出に対しては児童手当から給食費の支払に充てるため、「児童手当からの学校給食費支払申出書」を提出してもらっています。

これまで過年分しか実施できなかったが様式等の変更を行い現年度分にも対応できるようになりました。また1回の提出により卒業時まで徴収できるよう内容変更しました。

④支払督促制度

民事訴訟法に基づき滞納者の住所地の簡易裁判所に支払督促の申し立てを実施しています。支払督促制度では、裁判所の書記官から債務者に対し支払督促が発布され、債務者から異議申し立てがない場合、給料等の強制執行が可能となります。